

日置市と UNIVERSITY of CREATIVITYとの地方創生に向けた包括連携協定

日置市（以下「甲」という。）及び株式会社博報堂（以下「乙」という。）は、相互に連携し、乙が運営する創造性の研究教育機関 UNIVERSITY of CREATIVITYが行う「創造的地域風土」を生み出す研究をすすめることにより、地域の活性化や持続的な発展に寄与するよう次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、地域における創造性が育ちやすい環境を目指し、もって市民サービスの向上及び市勢の発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) まちづくりに関すること。
- (2) 地域活性化に関すること。
- (3) 創造性の調査研究に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要なこと。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、同項各号に掲げる事項に係る具体的な取組内容は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも書面による申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に公開し、または漏洩してはならない。

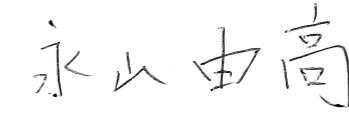
2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、本協定の締結を称するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれの署名の上、各自一通を保有する。

令和6年1月24日

（甲） 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市
市長 

（乙） 東京都港区赤坂5-3-1赤坂Bizタワー
株式会社博報堂
UNIVERSITY of CREATIVITY
局長 